レンタルのニッケン
安全ニュース
2014年 2月号 No.146
Safety news
(株)レンタルのニッケン
編集・発行:品質技術部/営業支援部
お問い合わせ:TEL03-5512-7411
発行日/ 2014年2月1日

contents 目次

高所での作業を安全に！

足場の組立て、鉄骨の建方、外壁の塗装など、建設業の現場では日常的に高所での作業が行われています。最近では建築物の高層化により、ますます高所での作業が増加しています。

ここでは、高所作業に関連すると思われる災害の発生状況について調べてみました。

平成24年 高所作業車および仮設物、建築物、構築物等を起因物とする労働災害発生状況（事故の型別）

※参考：厚生労働省ホームページ「労働者死傷病報告」による死傷災害発生状況（平成24年確定値）

死傷災害 計88件

事故の型	件数
墜落・転落	38
はさまれ・巻き込まれ	21
激突	8
激突され	6
交通事故（道路）	6
その他	9

うち死亡災害は…

死亡災害 計9件

事故の型	件数
墜落・転落	1
はさまれ・巻き込まれ	4
転倒	2
交通事故（道路）	2

高所作業車を起因物とする死傷災害は88件発生し、その半数近くが墜落・転落によるものとなっています。ただし、死亡災害の発生件数では、はさまれ・巻き込まれが最も多くなっています。

仮設物、建築物、構築物等

■ 仮設物とは?：足場、階段、開口部、屋根、作業床、通路等

死傷災害 計29,633件

事故の型	件数
転倒	16,170
墜落・転落	8,020
激突	1,885
動作の反動・無理な動作	1,835
崩壊・倒壊	258
その他	1,465

うち死亡災害は…

死亡災害 計197件

事故の型	件数
墜落・転落	159
崩壊・倒壊	24
その他	14

仮設物、建築物、構築物等を起因物とする死傷災害の半数以上は転倒による災害となっており、次に多い墜落・転落とあわせれば死傷災害の約8割を上位2種類で占めています。ただし死亡災害においては、墜落・転落だけで全体の約8割と圧倒的に多い状況となっています。

高所での作業には常に危険がつきまといます。上のグラフでも紹介した墜落・転落による死亡災害の発生件数は、事故の型別では最も多くなっています。今月号では、高所作業中の災害事例についてご紹介します。高所作業を安全に行っていただくためのお役立ちができれば幸いです。

★ ホームページにも掲載しております！是非ご覧ください。★

高所作業中の災害事例とその対策 ～高所作業車編～

建築物の高層化や、高所作業車の機能の進化等により、高所作業車は建設業をはじめとしてさまざまな場所で使用されるようになりました。ただし、使用される場面が多くなったことで、災害が発生する可能性も多くなってきたと考えられます。ここでは、高所作業車を起因物とする災害事例について、ご紹介します。

事例1 高所作業車から足場に乗り移ろうとして墜落

高所作業車を昇降装置代わりとし、足場に乗り移ろうとして墜落したものです。

●高所での乗り降りの禁止を明記する法令等はありませんが、誤って墜落・転落する可能性がありますので、そのような作業を行わないような指導がされています。

こんなところにも注意

○乗車席及び作業床以外の箇所に乗ってはいけません。また、決められた定員・荷重を守ってください。
(労働安全衛生規則194条の15、194条の16)
○作業中に安全帯・着衣等がレバーに接触して不意に作動することがありますので注意してください。
安全装置(操作レバーガード・タッチセンサー・フートペダル等)が、不意の作動の発生を防止します。

事例2 高所作業車の操作を誤り、バスケットと鉄骨の間にはさまれる

高所作業車を後進させようとしたところ誤って前進の操作をしてしまい、鉄骨にはさまれたものです。

●事例の高所作業車のように作業装置が旋回するタイプのものは、機体の前後左右と操作レバーの方向が逆になる場合があります。機体方向を確認し、ゆっくりと操作を開始してください。

こんなところにも注意

○発進時のレバー操作は、ゆっくりと静かに行ってください。一気に操作レバーを倒すと急な動きをするので危険です。
○走行しながらの旋回・起伏・昇降等の複合操作は、非常に危険なので行わないでください。

事例3 高所作業車で高架下を通過しようとした際に、作業台の手すりが激突

車高が3.5mある高所作業車で高さ制限3.3mの高架を通過しようとして、作業台の手すりが激突したものです。

●運転席内のステッカーや車検証などで、必ず車高を確認してください。
●「高さ制限」の標識に注意してください。
●高さに余裕のない場所では、最徐行で走行してください。

こんなところにも注意

○作業台やアウトリガの格納忘れによる接触事故も多く発生しています。運転前に格納状態を確認してください。

事例4 高所作業車を移動する際に、地上にいた作業者に接触

次の作業に移ろうと高所作業車を移動させた際に、操作者から死角の位置にいた地上の作業者に接触したものです。

●高所作業車の作業範囲内は、立入禁止の安全柵等を設置してください。
●移動する際は、できるだけ機体を格納状態にして走行してください。

こんなところにも注意

○運転者から見えにくいところでの作業では、誘導者を設置し、安全確認を実施してください。
○作業床から物を落とすことのないように、袋や箱などを用意してください。

事例5 高所作業車の移動中に、段差で転倒

テーブルリフトの移動中に段差で転倒し、操作していた作業者が作業床から転落したものです。

●高所作業車を走行させる場合や、軟弱な地盤・路肩があるような場所、見えにくい場所での作業を行わなければならない場合は、合図を決めて誘導者の指示に従って作業を行ってください。

こんなところにも注意

○やむをえず登・降坂、傾斜地などの路面を走行する場合も、誘導者を配置し、ただちに停止できる速度で安定に注意しながら走行してください。

事例6 高所作業車を旋回させたところ、送電線に近づき感電

高所作業車を使用した作業が終了し、旋回して機体を格納しようとしたところ、近くにあった送電線に近づいてしまい、作業床にいた作業者が感電してしまったものです。

●架空電線の近くで作業を行う場合は、充電電路の移設、絶縁用防護具の取り付け、監視人の設置など、感電防止対策を確認の上作業を行ってください。また、事前に電力会社に作業内容について相談を行ってください。

こんなところにも注意

○悪天候時の高所作業は行わないでください。(労働安全衛生規則522)
・強　風：10分間の平均風速が毎秒10メートル以上
・大　雨：1回の降雨量が50ミリメートル以上
・大　雪：1回の降雪量が25センチメートル以上

高所作業中の災害事例とその対策 ～その他の作業編～

中面では高所作業車を起因物とする災害事例について紹介しましたが、この面では高所作業車を起因物としない高所作業中の災害事例について、ご紹介します。

事例7 足場の組立て作業中に墜落

足場の組立て作業中に足をすべらせて足場から墜落したものです。

●足場を設置する際は、交さ筋かい・下さん・幅木・手すりわくの設置、手すり先行工法の採用など、労働安全衛生規則等に定められた方法で設置してください。

こんなところにも注意

○高所作業車の活用など、足場上での高所作業が少なくて済むような工法の採用を検討してください。
○安全帯取付設備の設置と、二丁掛けの実施やハーネス型安全帯の採用を検討してください。
○安全帯の点検を行い、不良品は使用しないようにしてください。

※参考：厚生労働省　足場からの総合的な墜落・転落災害防止対策について～「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」のポイント～

事例8 屋根の塗装作業中、足をすべらせて転落

二階建ての家の屋根の塗装作業中に足をすべらせ、地上に転落したものです。

●高さ２メートル以上の場所での作業で墜落の危険のある場合は、足場を組み立てて作業床を設置するか、落下防止ネットと親綱を張り、安全帯を使用させるなどの措置をしなければなりません。（労働安全衛生規則518～520条）

こんなところにも注意

○同様に開口部等でも墜落の危険があります。囲い等の設置や幅30cm以上の歩み板の設置など、墜落防止のための対策を行ってください。
（労働安全衛生規則519･520･524条等）

事例9 はしごに登って作業中、はしごと一緒に転倒

はしごに登って照明器具の取り付け作業を行っていたところ、バランスを崩してはしごが倒れ、作業者が転倒したものです。

●はしごは、高所へ昇降するためのものです。はしごの上では作業をしないでください。
●水平な場所に設置し、体を乗り出さないようにしてください。
●使用前に取扱説明書をよく読み、転倒防止の措置を行ってください。

こんなところにも注意

○脚立からの転落災害も多く発生しています。またがらない・天板に立たないなど、取扱説明書などで使用方法をよく確認した上で使用してください。

※参考：独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）はしごや脚立等による事故の防止について（注意喚起）

レンタルのニッケン

ホームページでも最新情報をお届けしています。是非ご覧下さい。

レンタルのニッケン　検索

安全ニュースで取上げて欲しい題材やご意見ご要望等がございましたら eメールをご活用下さい。e-mail：nikken@rental.co.jp